

告示

埼玉県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
ライフメディカル歯科・矯正歯科クリニックスWEST八潮	名 称	今井歯科WEST	ライフメディカル歯科・矯正歯科クリニックスWEST八潮
訪問看護ステーションつくし	開設者名称 開設者住所	医療法人社団武蔵野会 新座市東北一―七―二	医療法人社団東光会 戸田市本町一―一九―三
TMG宗岡訪問看護ステーション	開設者名称 開設者住所	医療法人社団武蔵野会 新座市東北一―七―二	医療法人社団東光会 戸田市本町一―一九―三

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
横山 智則		石井 俊彦	
所在地		名称	
変更前		変更後	
ベスト治療院		セリオ治療院	
訪問マッサージ ロハネ		フレアス在宅マッ サージ桐生施術所	
さいたま市岩槻区岩 槻六八二一		群馬県桐生市相生町 二一五三七一ラモ ンテールC	
上尾市原市一四二五一 四四		本庄市寿一―二一―一	